

## 所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、住宅用太陽光発電システムの設置に係る初期費用が不要なサービスに関する事業を登録する制度（以下、「登録制度」という。）の要件を定め、当該サービスを提供する事業者を募集し、要件に適合したものを市が登録することにより、登録事業の適切な運営を促進するとともに、市民が安心して当該サービスを利用できる環境の構築を通じ、市内におけるエネルギーの地産地消を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅等 住宅等とは、市内に所在する次に掲げる建築物をいう。

ア 生活の用に供する戸建ての住宅又は共同住宅（ウに該当する建築物を除く）

イ 店舗、事務所、営業所、倉庫又は工場等であって、事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業を除く。）が行われているもの（ウに該当する建築物を除く。）

ウ アの生活の用に供する部分とイの事業の用に供する部分が併用されている建築物

エ 柱及び屋根で構成された車庫並びに柱、屋根、及び壁で構成された車庫

(2) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備であって、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー（太陽電池モジュールが発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

(3) EMS エネルギー管理システムであって、電力使用量等を自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいう。

(4) 蓄電池 電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成される機器であり、全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、太陽光発電設

備によって発電した電気等を蓄電するものであって、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備の内、定置型のものをいう。

(5) 太陽光発電システム 太陽光発電設備若しくは太陽光発電設備及びEMS又は蓄電池により構成される設備をいう。

(6) リース 契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備をサービス提供事業者が代わりに負担して当該利用者に使用させ、その代わりに当該利用者からはサービス提供事業者が負担した代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものをいう。なお、契約期間中の中途解約は原則禁止となる。

(7) 電力販売（PPA） サービス提供事業者が、住宅等に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅等の所有者に販売するものをいう。なお、契約期間中の中途解約は原則禁止となる。

(8) 屋根借り サービス提供事業者が、住宅等の所有者から太陽光発電事業用として当該住宅等の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、当該住宅等の所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。

(9) 割賦販売等 割賦販売法（昭和36年7月1日号外法律第159号）第2条第1項の割賦販売及び第2項のローン提携販売をいう。

(10) 初期費用ゼロ円サービス 住宅等の所有者が負担する初期費用が不要であるリース又は電力販売により太陽光発電システムを設置するサービス（屋根借り及び太陽光発電システムの販売（割賦販売等を含む。）に係るものを除く。）をいう。

(11) 登録事業プラン 本要領により本市に登録された初期費用ゼロ円サービスをいう。

(12) サービス利用料金 登録事業プランの実施にあたって、契約者が負担するリース料又は電気使用料をいう。

(13) サービス提供事業者 初期費用ゼロ円サービスを提供する事業者でかつ、以下のいずれかに該当する事業者をいう。

① 本サービスで使用する太陽光発電システムを所有する事業者

② 本サービスで使用する太陽光発電システムを所有する事業者と提携して初期

費用ゼロ円サービスを実施する事業者

③ その他市が認めた事業者

(申請者の要件)

第3条 本登録制度の登録に係る申請を行う事業者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 自らが業を営み、又は活動する初期費用ゼロ円サービスを実施する個人又は法人であること。
- (2) 一般社団法人太陽光発電協会の「持続可能な社会の実現に向けた行動指針」を遵守している者であること。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - イ 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
  - ウ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
- (4) 登録事業プランに係る事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状態にないこと。）。
- (5) 申請者が法人住民税及び事業所税に係る市区町村長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 所沢市建設工事等の有資格者に関する入札参加停止等措置要綱（平成20年3月28日要綱）に基づく参加停止を受けている者でないこと。
- (7) 所沢市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が関与していない者であること。
- (8) その他所沢市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れのない者であること。

2 申請者は、登録事業プランに則して太陽光発電システムを設置し、登録事業プランに係る契約期間中の保証や故障対応等を行うことができるよう、必要な体制を整えなければならない。

3 複数の事業者が団体等を組成して事業を実施する場合、複数事業者のうち、契約期間中サービス提供事業者が申請者となるものとする。

(市区町村税の取扱い)

第4条 前条第1項第5号に規定する市区町村税とは、個人住民税（当該法人が特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税とする。

(事業の要件)

第5条 登録制度の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 初期費用ゼロ円サービスであること。
- (2) 契約者が太陽光発電システムを設置する住宅等の所有者であること。
- (3) 発電した電気が設置した住宅等（駐車場については同一敷地内の住宅等）で全量消費されることが見込まれること。ただし需要量を超過して発電した分については、この限りでない。
- (4) 契約期間終了後、本サービスにより設置した物件が原則契約者に無償で譲渡されること。
- (5) 契約期間内に太陽光発電システムが故障した場合に、契約者の費用負担無く速やかに交換又は修理がなされること。ただし契約者又は設備使用者の故意・過失がある場合及び天災地変その他の不可抗力による場合を除く。
- (6) 太陽電池モジュールの全部が住宅等の屋根又は屋上に設置されること。
- (7) スマートハウス化推進補助金交付要綱（平成31年3月29日要綱、以下「要綱」という。）第5条第1項第5号の交付申請を行う場合は、交付を受けようとする補助金の全額が、サービス利用料金の合計額から控除されていること。
- (8) 前号の規定により控除したことをホームページその他の方法により表示する場合、控除の方法及び控除が市の補助金に基づくことを付記すること。
- (9) 太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。ただし、太陽光発電システムが原因の場合は、設備のメーカーが保障する取り決めになっているか、取付工事が原因の場合は、施工業者が保険会社等の一

一般的な保険商品等に参加していればこの限りではない。

- (10) 登録事業プランに係る契約期間が太陽光発電システムの設置から5年以上であること。
- (11) 太陽光発電システムを設置した住宅等（駐車場については同一敷地内の住宅等）に当該太陽光発電システムから供給される電気に、環境価値が伴っていること（事業者が環境価値を取得しないこと）。ただし、サービス利用料の軽減等、住宅等所有者への還元があるときはこの限りではない。
- (12) 太陽光発電システムの設置に際し、可能な限り市内事業者により施工するよう努めること。
- (13) 自社で構築した独自のサービスであること。（すでにプラン登録されている他社のサービスを同一名称若しくは別名称で再度登録することは不可とする。）

（太陽光発電システムの要件）

第6条 登録事業プランで導入する太陽光発電システムは、停電時においても電力供給を継続する機能を有するものとする。

（太陽光発電設備の要件）

第7条 登録事業プランで導入する太陽光発電設備は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備を構成するモジュールが、日本産業規格（以下「JIS基準」という。）又はそれに準じた認証等を受けたものであること。
- (2) 発電出力（太陽電池モジュールのJIS基準に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）が1kW以上10kW未満のものであること。
- (3) 未使用品であること（発電していないこと）。
- (4) 地絡検知機能を有していること。

（EMSの要件）

第8条 登録事業プランで導入するEMSは、「ECHONET Lite」規格を標準インターフェースとして搭載しているものとする。

(蓄電池の要件)

第9条 登録事業プランで導入する蓄電池は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の補助対象機器として登録されているものであること。
- (2) 未使用品であること（蓄電していないこと）。

(登録申請)

第10条 申請者は、別表1に掲げる登録申請書類に、別表2の書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の提出は書面によるものとし、様式の電子データ（Excel形式）を併せて提出するものとする。

3 第1項の申請書類の取扱いについては、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類の著作権は申請者に帰属する。
- (2) 申請書類は審査及び登録後の事業運営に使用する。
- (3) 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

(登録の審査)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容が第3条及び第5条から第9条の要件を満たすかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たっては、申請書類の審査、申請者からの意見聴取を行うことができる。

3 申請者は、審査が円滑に行えるよう積極的に協力しなければならない。

(登録の決定等)

第12条 市長は、前条の規定による審査で、本要領で示している要件を全て満たすと認められたときは、申請のあった対象事業を登録し、所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録決定通知書（様式第6号）により申請者へ通知するものとする。

2 前項の規定による登録の期間は、前項の規定により通知した日から、その日の属する年度の末までとする。

(登録の更新)

第13条 前条の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録事業プランについて、年度ごとに所沢市初期費用ゼロ円太陽光登録事業更新意思確認書（様式第7号）及び次の書類を添えて市長に提出することにより、更新の意思を表示することとする。

- (1) 別表1の登録申請書類（様式改正等で市が再提出を求める場合）
- (2) 第4条に規定する税の直近年度の納税証明書（既に提出済の場合を除く）
- (3) 直近の会計年度の財務諸表（既に提出済の場合を除く）

2 市長は、前項に基づき提出された書類について、状況に応じて本市が更新の可否を判断及び決定したうえで、所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録更新決定通知書（様式第8号）により登録事業者へ通知するものとする。

(登録内容の変更)

第14条 登録事業者は、登録事業プランの内容に変更が生じたときは、速やかに所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録変更承認申請書（様式第9号）に変更内容のわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録内容の変更の可否を決定し、所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録変更（承認・不承認）通知書（様式第10号）により登録事業者へ通知するものとする。

(登録の辞退)

第15条 登録事業者は、登録を辞退するときは、所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録辞退届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第16条 市長は、登録事業者又は登録事業プランが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条及び第5条から第9条に規定する要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 第10条及び第14条の申請内容に虚偽があったとき。
  - (3) 要綱第5条、7条、9条及び13条に規定する申請の内容に虚偽があったとき。
  - (4) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 前項により登録を取り消された者は、登録取消日から1年間は第10条の申請を行うことが出来ない。
  - 3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録取消通知書（様式第12号）により申請者へ通知するものとする。

（公表）

第17条 市長は、登録事業プラン及び登録事業者を、市ホームページ及びその他広報媒体により公表するものとする。

- 2 登録事業者は、登録事業プランについてホームページその他の方法により公表しなければならない。

（登録事業者の活動）

第18条 登録事業者は、登録事業プランについて利用を希望する者から見積依頼を受けた場合は、原則として次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、住宅等所有者の意向によっては、仮見積書の提示を省略することができる。

- (1) 仮見積書の提示及びサービス概要の説明
  - (2) 現地調査、現地調査に基づく見積書の提示及びサービス内容の説明
  - (3) 周辺環境への影響の確認
  - (4) 登録事業に係る契約締結及び工事施工等
  - (5) 契約期間中の設備の保守、苦情対応
- 2 前項第1号から第3号については、無償で行うこととする。

（損害発生時の責任）

第19条 前条第1項各号に掲げる活動により登録事業者又は第三者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

（遵守事項）



第20条 登録事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 現地調査や太陽光発電システムの設置工事の施工等において、苦情を受けた場合及び事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じ、誠意ある対応をすること。
- (2) 契約期間内は太陽光発電システムを善良なる管理者の注意をもって適正に管理すること。
- (3) 申請者の要件又は事業登録プランの要件を満たさなくなった場合、速やかに本市に報告すること。
- (4) 見積申込や現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理すること。
- (5) 登録事業プランに係る契約にあたり取得した関係書類等については、契約の日の属する年度の翌年度から10年間保管すること。
- (6) 前号に規定する関係書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は市長)に当該書類を引き継ぐこと。
- (7) 登録事業者は、登録事業プランに係る契約状況等、本市が行う調査に協力すること。また、本市内における普及啓発を行うため、本市と連携した取組に協力すること。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月19日から施行する。

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第10条関係) 登録申請書類一覧

様式第1号	所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録申請書
様式第2号	事業プラン内容
様式第3号	太陽電池モジュール一覧※
様式第4号	パワーコンディショナー一覧※

様式第 5 号	蓄電池一覧※
---------	--------

※様式第 2 号に全て記載できる場合は不要

別表 2 (第10条関係) 添付書類一覧

商業登記簿謄本（現在事項証明書）、開業届等、事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し
第 4 条に規定する税の直近年度の納税証明書
直近の会計年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）
設置する太陽電池モジュールの型番・性能等わかる書類
設置するパワーコンディショナーの型番・性能等がわかる書類
設置するEMSの型番・性能等がわかる書類（EMSを登録内容に含む場合に限る。）
設置する蓄電池の型番・性能等がわかる書類（蓄電池を登録内容に含む場合に限る。）
電力販売プランの料金体系のわかる書類（不足電力の販売を事業プランに含む場合に限る。）
登録事業プランに係る住宅等所有者との契約書のひな型（約款等、別途契約に係る書類がある場合は当該書類も含む。）及び住宅等所有者へ提示する見積書例
その他所沢市が提出を求めた書類